

第13章 契約不適合責任

問1. 以下の空欄を埋めよ。

契約不適合責任とは、

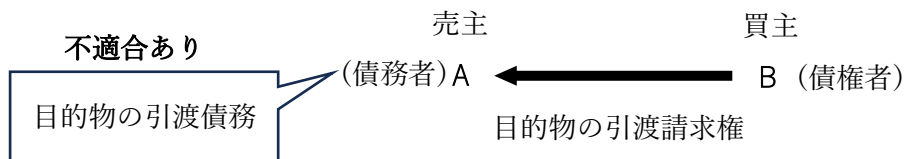
契約によって引き渡された目的物が、1、2または数量に関して、契約の内容に適合しないものであるときに、3が4に対して負う責任のことである。

具体的な責任追及の内容は以下のとおりである。

- 5 請求・・・目的物の修補、代替品の引渡し、不足分の補充などを請求すること
- 6 請求・・・不適合の程度に応じて代金の減額を請求すること。
- 損害賠償請求・・・債務者に7がある場合に損害の賠償を請求すること。
- 契約の解除・・・債務不履行の規定に基づき、契約の解除をすること

問2. 以下の事例において、各問いの正誤判断をせよ。

売主 A と買主 B が売買契約を締結したが、A が引き渡した目的物が契約の内容に適合しないものであった。



- (1) 買主 B に帰責事由があっても、B は追完請求をすることができる。
- (2) 帰責事由のない買主 B は、A に対して直ちに代金減額請求ができる。
- (3) B が代金減額請求をすると、もはや B は損害賠償請求や契約解除ができなくなる。
- (4) A が履行の追完を拒絶する明確な意思表示をした場合、B は直ちに代金の減額請求ができる。
- (5) A に帰責事由がなくても、B は A に対して損害賠償請求ができる。
- (6) B に帰責事由がなければ、B は A に対して追完請求をしなくても契約解除ができる。

問3. 以下の事例において、各問いの正誤判断をせよ。

A が、B 所有の土地を無断で C に売却した。



- (1) 他人の所有物を売却しても、その契約は無効となる
- (2) A が B から土地を取得できない場合、帰責事由のない C はただちに契約の解除ができる。

1.

契約不適合責任とは、

契約によって引き渡された目的物が、種類、品質または数量に関して、契約の内容に適合しないものであるときに、売主が買主に対して負う責任のことである。

具体的な責任追及の内容は以下のとおりである。

- 追完請求・・・目的物の修補、代替品の引渡し、不足分の補充などを請求すること
- 代金減額請求・・・不適合の程度に応じて代金の減額を請求すること。
- 損害賠償請求・・・債務者に帰責事由がある場合に損害の賠償を請求すること。
- 契約の解除・・・債務不履行の規定に基づき、契約の解除をすること

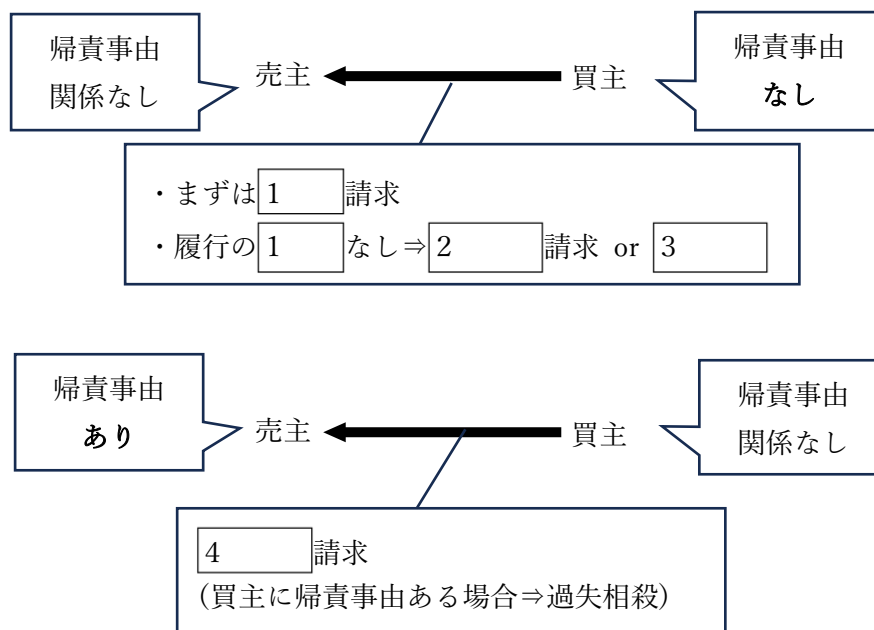
2.

- (1) **誤** 買主 B に帰責事由がある場合は、追完請求することができない。
- (2) **誤** B が代金減額請求をするには、まずは追完の催告をしなければならない
- (3) **正** その通り。代金減額請求＝不完全な履行を受け入れるということ。
- (4) **正** その通り。
- (5) **誤** 債務者に帰責事由があるときでないと、債権者は損害賠償請求できない。
- (6) **誤** 相当な期間を定めて追完の催告をし、その期間に追完がないときになって初めて契約解除をすることができる。(なお、買主 B に帰責事由があるときは契約解除できない)

3.

- (1) **誤** 他人物売買は有効である。
- (2) **正** A が B から土地を取得できない＝A の土地引渡債務が履行不能
⇒帰責事由のない C はただちに契約の解除ができる。

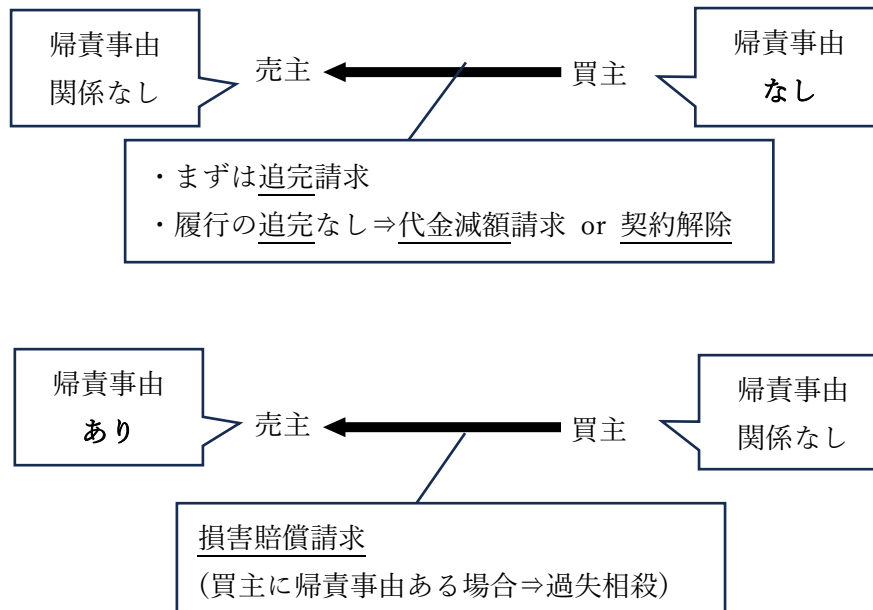
問 4. 次の図は契約不適合責任についてまとめたものである。空欄を埋めよ。



問 5. 売主が契約不適合の目的物を引き渡したとき、以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 買主は、目的物の引渡しから 1 年以内に、不適合がある旨の通知を売主にしなければ、売主に対して契約不適合の責任追及をすることができない。
- (2) (1)の規定は、種類・品質の不適合に対しては適用されない。
- (3) 売主が、目的物に不適合があることを知っていた場合、買主が不適合を知ってから 1 年を経過してもなお、売主に対して責任追及ができる。
- (4) 売主は契約不適合責任を負わない旨の特約は無効である。
- (5) 売主が契約不適合である事実を知っていたにもかかわらず、それを買主に告げなかった場合、売主は契約不適合責任を免れることはできない。

4.



5.

- (1) **誤** 不適合を知った時から 1 年以内に、売主に通知する。
- (2) **誤** (1)の規定は、数量・権利の不適合に適用されない。
- (3) **正** 売主が不適合について悪意 or 重過失のときは、責任追及の 1 年の制限はなくなる。
- (4) **誤** 「売主は契約不適合責任を負わない旨の特約」は有効。
- (5) **正** 見て見ぬふりをした売主を保護する必要なし。

次の図で記憶せよ。

